

Press Release

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Kanto Regional Development Bureau.

令和6年8月30日 国土交通省関東地方整備局 総務部

# 指名停止措置について

関東地方整備局は、有限会社安中造園(所在地 群馬県安中市)に対して、指名停止措置を 行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

#### <問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話: 048-601-3151 (代表) FAX: 048-600-1370

○契約課 課長 髙橋 (内線:2511) ○契約課 課長補佐 倉持 (内線:2517)

電話: 0 4 5 - 2 1 1 - 7 4 1 2 (代表) FAX: 0 4 5 - 2 1 1 - 0 2 0 5

大野 (内線:5880) 契約管理官 経理調達課 課長 池田 (内線:5870)

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

## 1. 指名停止措置業者名及び住所

指	名	停	止	措	置	業	者	住所		
有限会社安中造園								群馬県安中市中秋間1528-1		

## 2. 指名停止措置期間

令和6年8月30日から令和6年10月29日まで(2ヵ月)

3. 指名停止措置対象区域:関東地方整備局管内

## 4. 事実概要

当該業者は、令和5年9月30日を審査基準日とする経営事項審査において、偽造した注文書を添付し、虚偽の申請を行った。

このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和6年7月5日、群馬県知事から監督処分(指示)を受けた。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、建設業法に違反したとして群馬県知事から監督処分(指示)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第2第13号>

	措	置	要	件	期	間
13 当該部 第100号		支し、工事の請	負契約の相	:(昭和24年法律 手方として不適 除く。)。	当該認定をし 1 ヵ月以上9	